

令和 7 年 第 2 回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 9 日

横 瀬 町 議 会

令和7年
第2回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
 5月9日（金）	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○議長の辞職について	7
○日程の追加	8
○議長の選挙	8
○議長就任のあいさつ	10
○前議長退任のあいさつ	10
○日程の追加	10
○副議長の選挙	11
○副議長就任のあいさつ	12
○各常任委員会委員の選任	13
○各常任委員会正副委員長の互選	14
○議会運営委員会委員の選任	14
○議会運営委員会正副委員長の互選	15
○日程の追加	16
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	16
○日程の追加	17
○議会改革特別委員会委員の辞任について	17
○日程の追加	18
○議会改革特別委員会委員の選任	18
○町長あいさつ	19
○管理職の紹介	19
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	22

○議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○閉会中の継続審査の申出	26
○閉　　会	26

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第 37 号

令和 7 年第 2 回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和 7 年 5 月 9 日横瀬町役場に招集する。

令和 7 年 5 月 1 日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）
- 1、財産の取得について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み	さ	子 議員
7 番	新	井	鼓	次 郎	議員	8 番	内	藤	純	夫	議員
9 番	若	林	想	一 郎	議員	10 番	関	根		修	議員
11 番	小	泉	初	男	議員	12 番	若	林	清	平	議員

不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回横瀬町議会臨時会 第 1 日

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議長の辞職について

1、選挙第 1 号 議長の選挙

1、副議長の辞職について

1、選挙第 2 号 副議長の選挙

1、各常任委員会委員の選任

1、各常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、選挙第 3 号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

1、議会改革特別委員会委員の辞任について

1、議会改革特別委員会委員の選任

1、議案第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程
説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 7 号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 8 号 財産の取得について

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員	
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員	
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み	さ	子	議員
7 番	新	井	鼓	次 郎	議員	8 番	内	藤	純		夫	議員
9 番	若	林	想	一 郎	議員	1 0 番	関	根			修	議員
1 1 番	小	泉	初	男	議員	1 2 番	若	林	清		平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副町長
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総務課長
大	畑	忠	雄	まち	経営	工	藤		学	税務会計 課長兼 会管理 者
関	口	和	則	町民	課長	加	藤	美	智	福祉介護 課長
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振興課長
小	泉	達	美	建設	課長	久	古		武	環境課長
小	俣	敏	孝	教育	次長					

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事務局	長	守	屋	則	子	書	記
---	---	--	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和7年第2回横瀬町議会臨時会の招集に当たりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中
ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

木々の緑も日ごとに色を増し、さわやかな風が心地よい季節となりました。日中は汗ばむほどの陽気となる日も増えてまいりましたが、まだまだ肌寒さを感じる日もあり、体調を崩しやすい季節でもあります。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

4月から新しい新体制で役場もスタートしています。まだまだ経験の浅いチーム編成ですが、今年度もどうかよろしくお願い申し上げます。

去る4月22日、23日の2日間に分けて、毎年恒例の施政方針の職員説明会を実施しました。私から職員全員に向けて、年度の運営方針を説明する機会です。3月の議会で発表させていただきました施政方針について、人口動態等のデータを用いて、今年度の運営方針、重点テーマ等についてお話をさせていただきました。

その中で、改めて「次の段階のチャレンジ」という言葉を挙げ、目に見える価値をつくるチャレンジ、大きな課題や目標に対応するチャレンジ、競争パートナーとの連携によるチャレンジなどを今年度鋭意進めていきたいということ等を職員と共有させていただきました。今年度は、昨年重点テーマに掲げた対話、連携、そしてチャレンジをさらに進化させて、行政運営を進めていきたいと考えています。

この町の未来を変える、変えられるのは私たちだけという強い思いを改めて職員と共有し、一丸となって、町民一人一人のその人らしい幸せ、ウェルビーイングがある町「カラフルタウン」を目指して全力で

行政運営を進めていきたいと考えています。議員各位におかれましては、何とぞご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分の承認を求めることについて2件、令和7年度一般会計補正予算1件、財産の取得1件であります。ご審議を賜りましてご議決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により

9番 若 林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員

11番 小 泉 初 男 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案された議案等を勘案いたしまして、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

〔議長、副議長と交代〕

○向井芳文副議長 再開いたします。



◎日程の追加

○向井芳文副議長 ただいま新井鼓次郎議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長の辞職について

○向井芳文副議長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、新井鼓次郎議員の退場を求めます。

〔7番 新井鼓次郎議員退場〕

○向井芳文副議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○加藤 勉事務局長 それでは、朗読いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月9日

横瀬町議会議長 新 井 鼓次郎

横瀬町議会副議長 向 井 芳 文 様

以上でございます。

○向井芳文副議長 ここで、新井鼓次郎議長から提出のありました議長の辞職について発言を求めます。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ただいま辞職願が出されたということで、2年間功績のある議長でしたけれども、ここは本人の意思のとおり辞職を認めたほうがよいと思います。

以上です。

○向井芳文副議長 ただいま8番、内藤純夫議員からご意見がございました。他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、新井鼓次郎議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

7 番、新井鼓次郎議員の入場を求めます。

〔7 番 新井鼓次郎議員入場〕

○向井芳文副議長 新井鼓次郎議員に申し上げます。

ただいま議長の辞職については許可されました。

◎日程の追加

○向井芳文副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○向井芳文副議長 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか発言を求めます。

8 番、内藤純夫議員。

○8 番 内藤純夫議員 投票でお願いいたします。

○向井芳文副議長 ただいま8 番、内藤純夫議員より、投票でという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○向井芳文副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1 番 森 沢 望 美 議員

7 番 新 井 鼓次郎 議員

8 番 内 藤 純 夫 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○向井芳文副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○向井芳文副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投 票〕

○向井芳文副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森沢望美議員、新井鼓次郎議員、内藤純夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○向井芳文副議長 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 1 2 票

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

向 井 芳 文 議員 1 1 票

宮 原 みさ子 議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、11票を獲得した向井芳文議員が議長に当選されました。

ここで会議規則第31条第 2 項の規定により、当選の旨を告知します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕



◎議長就任のあいさつ

○向井芳文副議長 それでは、ここで議長就任のごあいさつをさせていただきます。

〔４番 向井芳文議員登壇〕

○４番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。ただいま選挙におきまして、議長にご選出いただきました向井芳文でございます。大変喜ばしい、大変光栄であることであると同時に、大変身の引き締まる思いでございます。

前議長、新井鼓次郎様をはじめ、またこれまでこの議会に大変長くご尽力されております若林清平議員、大先輩をはじめとした先輩が積み上げてきたこの横瀬町の議会、そしてこの住みよい横瀬町、この住みよい横瀬町をさらに発展させて、より住みやすく、そして一人一人が、いつときでも多くの時間を幸せに感じられる、そんな町をつくっていく、そのような力の一助になれるように、私、全身全霊で頑張っておりますので、まだまだ未熟ではございますが、引き続き皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上で議長就任のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございます。



◎前議長退任のあいさつ

○向井芳文議長 ここで、今まで議会運営にご尽力をいただきました前議長、新井鼓次郎議員に、議長退任のごあいさつを承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔７番 新井鼓次郎議員登壇〕

○７番 新井鼓次郎議員 本日は、私個人の希望を皆様になえていただきまして、誠にありがとうございます。２年間にわたり議長を務めさせていただきました。大変なこともあったのですが、皆様のご協力、お支えをいただきまして何とか乗り越えることができました。誠にありがとうございました。本当に議会運営に際しご協力をいただきました議員の皆様、そして執行部の皆様、そしていろいろな諸問題解決に向けた地道な努力を重ねていただきました事務局の皆様、大変ありがとうございました。

今後は、この経験を生かして、新しい組織、新しい体制の下で、助言をしながら、横瀬町のため尽くしていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。誠にありがとうございました。

○向井芳文議長 ありがとうございました。



◎日程の追加

○向井芳文議長 ただいま私の議長就任に伴い、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第３とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○向井芳文議長 追加日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

2番、関貴志議員

○2番 関 貴志議員 投票をお願いします。

○向井芳文議長 ただいま2番、関貴志議員より、投票でという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○向井芳文議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

2番 関 貴 志 議員

9番 若 林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○向井芳文議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○向井芳文議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投 票〕

○向井芳文議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

関貴志議員、若林想一郎議員、関根修議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○向井芳文議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

黒 澤 克 久 議員 9 票

宮 原 みさ子 議員 1 票

町 田 多 議員 1 票

森 沢 望 美 議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、9票を獲得した黒澤克久議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○向井芳文議長 ただいま副議長に当選された黒澤克久議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。

◎副議長就任のあいさつ

○向井芳文議長 黒澤克久議員の副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 皆さん、こんにちは。ただいま副議長に選出いただきました黒澤克久です。

議会運営がスムーズに行えるよう、向井議長をサポートしながら頑張ってまいりますので、ぜひ今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 副議長就任のあいさつを終わります。

皆様のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。

◎各常任委員会委員の選任

○向井芳文議長 日程第3、各常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第2項により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、事務局長立ち会いの下に、副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○向井芳文議長 再開いたします。

各常任委員会委員について、議長よりご指名申し上げます。

事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

総務文教厚生常任委員会委員でございます。

3番 町田 多 議員 4番 向井 芳文 議員

6番 宮原 みさ子 議員 7番 新井 鼓次郎 議員

9番 若林 想一郎 議員 10番 関根 修 議員

続きまして、企画財政産業建設常任委員会委員でございます。

1番 森沢 望美 議員 2番 関 貴志 議員

5番 黒澤 克久 議員 8番 内藤 純夫 議員

11番 小泉 初男 議員 12番 若林 清平 議員

続きまして、広報常任委員会委員でございます。

1番 森沢 望美 議員 2番 関 貴志 議員

3番 町田 多 議員 5番 黒澤 克久 議員

6番 宮原 みさ子 議員 10番 関根 修 議員

以上でございます。

○向井芳文議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり各常任委員会委員を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎各常任委員会正副委員長の互選

○向井芳文議長 日程第4、各常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、初めに総務文教厚生常任委員会は第1委員会室、企画財政産業建設常任委員会は議員控室でご相談いただき、その後、広報常任委員会は議員控室でご相談していただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時48分

○向井芳文議長 再開いたします。

各常任委員会委員長、副委員長の互選結果について、事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長	新 井 鼓次郎	議員
副委員長	町 田 多	議員
企画財政産業建設常任委員会委員長	関 貴 志	議員
副委員長	森 沢 望 美	議員
広報常任委員会委員長	宮 原 みさ子	議員
副委員長	森 沢 望 美	議員

以上でございます。

○向井芳文議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎議会運営委員会委員の選任

○向井芳文議長 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項により、議長が会議に諮って指名することになっております。

つきましては、事務局長立ち会いの下、副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前１０時５１分

○向井芳文議長 再開いたします。

議会運営委員会委員について議長よりご指名申し上げます。

事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

５番 黒 澤 克 久 議員 ７番 新 井 鼓次郎 議員

８番 内 藤 純 夫 議員 ９番 若 林 想一郎 議員

１１番 小 泉 初 男 議員 １２番 若 林 清 平 議員

以上でございます。

○向井芳文議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま発表のとおり議会運営委員会委員を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○向井芳文議長 日程第６、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第８条第１項並びに第２項の規定に基づき、委員会において委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、議員控室においてご相談いただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１０時５３分

○向井芳文議長 再開いたします。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について、事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

議会運営委員会委員長 内 藤 純 夫 議員

副委員長 黒 澤 克 久 議員

以上でございます。

○向井芳文議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○向井芳文議長 再開いたします。

◎日程の追加

○向井芳文議長 ここで申し上げます。

秩父広域市町村圏組合議会議員の若林想一郎議員から組合議会議員の辞職願が組合議会議長に提出され、辞職が許可されました。よって、横瀬町選出の組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○向井芳文議長 追加日程第4、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 指名推選で、宮原みさ子議員を推薦いたします。

○向井芳文議長 ただいま7番、新井鼓次郎議員より指名推選の方法がよろしいという発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、新井議員のご指名のとおり、宮原みさ子議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員に6番、宮原みさ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した6番、宮原みさ子議員を組合議会議員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、6番、宮原みさ子議員が組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

〔議長、副議長と交代〕

○黒澤克久副議長 再開いたします。

◎日程の追加

○黒澤克久副議長 お諮りいたします。

ただいま4番、向井芳文議員から、議長就任に伴い、議会改革特別委員会委員の辞職願が提出されました。

特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒澤克久副議長 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員の辞任について

○黒澤克久副議長 追加日程第5、議会改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、向井芳文議員の退場を求めます。

〔4番 向井芳文議員退場〕

○黒澤克久副議長 お諮りいたします。

4番、向井芳文議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒澤克久副議長 異議なしと認めます。

よって、4番、向井芳文議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

4番、向井芳文議員の入場を求めます。

〔4番 向井芳文議員入場〕

○黒澤克久副議長 4番、向井芳文議員に申し上げます。

ただいま議会改革特別委員会委員の辞任は許可されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

〔副議長、議長と交代〕

○向井芳文議長 再開いたします。

◎日程の追加

○向井芳文議長 ただいま議会改革特別委員会委員1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員の選任

○向井芳文議長 追加日程第6、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。

つきましては、7番、新井鼓次郎議員をご指名申し上げます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員に7番、新井鼓次郎議員を選任することに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎町長あいさつ

○向井芳文議長 ここで議案審議の前に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま議長、副議長を初め、常任委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたことを心からお喜び申し上げます。新体制の下、積極的な議会活動が展開されるものとご期待を申し上げます。

退任をなされました新井前議長様におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力いただきましたことに御礼を申し上げます。

また、新たに就任されました向井議長におかれましては、町民からの信望も厚く、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされている方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待申し上げますとともに、横瀬町の発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○向井芳文議長 町長の発言を終わります。

_____ ◇ _____

◎管理職の紹介

○向井芳文議長 ここで執行部より各管理職の紹介を求められておりますので、これを許可いたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○向井芳文議長 再開いたします。

_____ ◇ _____

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第7、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日、横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第35号、税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国における地方税法等の一部改正に基づき、町の税条例をこれに合わせるものでございます。資料としまして、お手元にお配りをしております議案第35号資料1、新旧対照表と議案第35号資料2、改正の概要を併せてご確認をお願いいたします。それでは、資料2の改正の概要を基にご説明を申し上げます。

まず最初に、第18条でございますが、公示送達について、インターネットを用いる方法を追加するものでございます。公示送達でございますが、税の賦課決定の通知書などは郵送にて発送しておりますが、宛先不明で戻ってきてしまうことがあります。調査を行うなどしても所在が確認できない場合、現在は役場の掲示板にそのことを掲示しましてお知らせをしております。改正後は、町のホームページなど、インターネットの環境を用いる方法でも公示送達ができる規定を追加するものでございます。

次の第18条の3でございますが、先ほどの第18条の改正に関連しての規定の整備でございます。

次の第34条の2、所得控除でございますが、個人住民税において、特定親族特別控除を新しく追加するものでございます。19歳から22歳までのいわゆる大学生に当たる年代の所得要件を緩和しまして、学生アルバイトの収入等により、今までの規定の所得要件を超えた場合であっても、親の扶養控除の範囲内となるよう所得要件を拡大するものでございます。

次の第36条の2第1項、町民税の申告でございますが、先ほどの特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金を受給されている方の町民税の申告に関わる規定の整備でございます。

次の第36条の2第9項でございますが、法律の改正に伴う項ずれの反映でございます。

次の第36条の3の2第1項につきましては、給与所得者の扶養親族の申告書に、先ほどの特定親族を追加するものでございます。

次の第36条の3の3第1項につきましては、公的年金の受給者の扶養親族の申告書に特定親族を追加す

るものでございます。

次に、裏面の２ページになります。第63条の２でございますが、法律の改正に伴う項ずれの反映でございます。

次に、第82条ですが、軽自動車税のうち二輪車の車両区分の見直しに伴う税率の改正になります。二輪車の車両区分のうち総排気量が125cc以下で、最高出力を４キロワット以下、いわゆる50cc相当に制御したバイクに関わる軽自動車税の税率を、50ccの原付と同額と改めるものでございます。

次に、第89条第２項ですが、軽自動車税の減免の申請をする場合に、先ほどの税率の改正に伴いまして、減免申請書の記載事項を変更するものでございます。

次に、第90条第２項及び第３項でございますが、軽自動車税の減免の手続についてになります。道路交通法の改正によりまして、マイナンバーカードに運転免許証に関わる情報の記録が可能になったことに対応ができるよう、規定の整備をするものでございます。

次の第139条の３、その次の第149条につきましては、法律の改正に伴う項ずれの反映でございます。

次の附則第10条の３、固定資産税の減額の規定でございますが、新しく追加をするものになります。マンションの長寿命化に伴う大規模修繕工事を行った場合の税の減額の適用についての規定の追加になります。

次の附則第16条の２の２でございますが、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担の公平性の観点から、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものでございます。

以上が改正の概要になります。

施行日のにつきましては、記載があるものについてはその日から、記載がないものにつきましては令和７年４月１日からになります。

以上で議案第35号の説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第７、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第8、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第36号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国における地方税法等の一部改正に関連して、町の国民健康保険税条例をこれに合わせるものでございます。資料としまして、お手元にお配りをしております議案第36号資料1、新旧対照表と議案第36号資料2、改正の概要も併せてご確認をお願いいたします。それでは、資料2の改正の概要を基にご説明を申し上げます。

まず最初に、第2条第2項及び第3項でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。第2項では、基礎課税分、医療分の限度額を65万円から66万円に改め、第3項では、後期高齢者支援分の限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。

次の第21条でございますが、保険税の軽減の判定となる所得の基準を引上げることにより、軽減を受けられる範囲を拡大するものでございます。

なお、この改正は、令和7年4月1日から施行となります。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 8、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。



◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第 9、議案第37号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第 9、議案第37号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,051万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,551万円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして、各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 33 分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 9、議案第37号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第10、議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第38号 財産の取得についてであります。第 5 分団配備の小型動力消防ポンプ積載車の老朽化に伴い、小型動力消防ポンプ付軽積載車を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第38号 財産の取得についての細部説明を申し上げます。

取得する動産の名称及び数量でございますが、小型動力消防ポンプ付軽積載車 1 台でございます。

入札につきましては、4 月30日に指名競争入札で実施いたしました。業者につきましては、6 者を指名し、3 者が辞退、3 者が応札し、開札の結果、786万7,864円で落札いたしました。

取得金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて865万4,650円でございます。

買い入れする相手方でございますが、埼玉県秩父市東町 7 番 5 号、埼玉消防機械株式会社、代表取締役、榎戸和男でございます。

なお、納入期限につきましては、令和 8 年 3 月27日となっております。

以上で細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

2 番、関貴志議員。

○2 番 関 貴志議員 今回 5 分団の自動車を老朽化に伴い買い換えるというところなのですが、その 5 分団の現在の人数と、その 5 分団に今いらっしゃる人数の中で、横瀬町に住所を置いている方がどれぐらい

いるのかというところを教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

第5分団の現在の消防団員数と、あと横瀬に何人住んでいるかという質問なのですが、正確な数字は今手元に資料がございませんので、後刻報告させていただければと思います。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 人数の部分が分からないということなので、そこは後でということだと思のですが、前に一般質問で、4分団と5分団の合併をする、しないみたいな、そんな話がどこかであったかなと思うのですが、そういった予定であったりとかはあるのかということと、そういった合併があるのであれば、この消防車を買って、災害時に乗っていく方がちゃんといるのかどうかということをお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 それでは、ただいまの質問です。

5分団と4分団の統合ということでございますが、以前消防団のほうでも、第4分団と第5分団の統合に向けて話し合いをしていた時期もあります。その中で、いろいろ話し合いをしてきた中で、今現在は機能別団員制度というのを創設しまして、消防団員のほかに、後方支援とか、そういった火災の支援だけに特化した機能別の団員制度というのを今検討しておりまして、その方を何名か団員とすることによって、人数の確保をしていくというふうな方向で今進めているところでございます。その関係で、消防車両を2台5分団に配置しているわけなのですが、その人たちの支援を受けて、今後も活動していけるような体制を整えていくように今準備を進めているところでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第38号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○向井芳文議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○向井芳文議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和7年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 前	副	議	長	向	井	芳	文
--------	---	---	---	---	---	---	---

副	議	長	黒	澤	克	久
---	---	---	---	---	---	---

前	議	長	新	井	鼓	次	郎
---	---	---	---	---	---	---	---

署	名	議	員	若	林	想	一	郎
---	---	---	---	---	---	---	---	---

署	名	議	員	関	根		修
---	---	---	---	---	---	--	---

署	名	議	員	小	泉	初	男
---	---	---	---	---	---	---	---